清華簡『晉文公入於晉』譯注

小寺 敦

關係論著と略記一覧

[『晉文公入於晉』 専論]

- 圖版:「《晉文公入於晉》圖版」(清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤 主編『清華大學藏戰國竹簡』(柒),中西書局,上海,2017年4月)
- 整理者:馬楠負責「《晉文公入於晉》釋文·注釋」(清華大學出土文獻研究與保 護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(陸),中西書局,上海, 2017年4月)
- 清華大學出土文獻讀書會 2017:清華大學出土文獻讀書會 石小力整理「清華七整理報告補正」(清華大學出土文獻研究與保護中心, 2017年4月23日)
- 程浩 2017:程浩「清華簡第七輯整理報告拾遺」(清華大學出土文獻研究與保護中心, 2017年4月23日, 『出土文獻』第十輯, 中西書局, 上海, 2017年4月)
- 心包 2017: 心包「清華七《晉文公入於晉》初讀」(簡帛網 簡帛論壇, 2017年4月23日)
- 王廷斌 2017: 王廷斌「《晉文公入於晉》的"冕"字小考」(清華大學出土文獻研究與保護中心, 2017年4月24日)

- 東洋文化研究所紀要 第177 册
- 馮勝君 2017: 馮勝君「清華七《晉文公入於晉》釋讀札記一則」(復旦大學出土 文獻與古文字研究中心 學術討論. 2017年4月25日)
- 趙平安 2017a: 趙平安「清華簡第七輯字詞補釋(五則)」(『出土文獻』第十輯,中西書局,上海,2017年4月)
- 蕭旭 2017: 蕭旭「清華簡 (七) 校補 (一)」(復旦大學出土文獻與古文字研究 中心, 2017年5月27日)
- 騰騰霖 2017: 騰騰霖「《晉文公入於晉》"星"字續考」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論, 2017年9月24日)
- 金宇祥 2017:金宇祥「《清華柒·晉文公入於晉》札記二則:愆責毋有塞,命蒐 修先君之乘」(簡帛網,2017年10月17日)

「『晉文公入於晉』に關連する研究】

- 高享 1989: 高享纂著,董治安整理『古字通假會典』(齊魯書社,濟南,1989 年 7月)
- 裘錫圭・李家浩 1989:「曾侯乙墓鐘・磬銘文釋與考釋」(湖北省博物館編 中國社會科學院考古研究所編輯『曾侯乙墓』,文物出版社,北京,1989年7月)
- 楊伯峻 1990:『春秋左傳注』(修訂本,中華書局,北京,1990年5月)
- 宗福邦 2003: 宗福邦・陳世鐃・蕭海波主編『故訓匯纂』(商務印書館,北京, 2003年7月)
- 陳劍 2005:「上博竹書<曹沫之陳>新編釋文 (稿)」(簡帛研究網, 2005年2月 12日)
- 李天虹 2005:「楚簡文字形體混同·混訛舉例」(『江漢考古』 2005-3, 武漢, 2005 年 8 月)
- 裘錫圭 2012:「釋戰國楚簡中的"旮"字」(『裘錫圭學術文集 簡牘帛書卷』, 復旦大學出版社,上海,2012年6月)

- 陳劍 2013:「<上博(六)·孔子見季桓子>重編新釋」(陳劍『戰國竹書論集』,上海古籍出版社,上海,2013年12月)
- 劉釗 2014:『新甲骨文編』(福建人民出版社, 福州, 2014 年 12 月)
- 小寺敦 2016b:小寺敦「清華簡『繋年』譯注·解題」(『東京大學東洋文化研究 所紀要』170,東京,2016年12月)
- 小寺敦 2019:小寺敦「清華簡『鄭武夫人規孺子』譯注」(『東洋文化』99, 東京, 2019 年 3 月)

「甲骨金文・簡牘著録類]

- 合集:郭沫若主編 中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』(中華書局, 北京, 1977年~1982年10月)
- 集成:中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』(文物出版社,北京, 1984~1994年)
- 金文編:容庚編著 張振林・馬國權摹補『金文編』(中華書局,北京,1985年 7月)
- 校釋總集:曹錦炎·沈建華『甲骨文校釋總集』(上海辭書出版社,上海,2006 年12月)
- 清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』 (壹)(中西書局,上海,2010年12月)
- 清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』 (貳)(中西書局,上海,2011年12月)
- 清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』 (參)(中西書局,上海,2012年12月)
- 清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』 (肆)(中西書局,上海,2013年12月)
- 清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』

(伍) (中西書局、上海、2015年4月)

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』

(柒) (中西書局, 上海, 2017年4月)

(陸) (中西書局、上海、2016年4月)

[『鄭武夫人規孺子』 研究に關連するインターネット上の主要サイト]

※簡帛網······http://www.bsm.org.cn/

復旦大學出土文獻與古文字研究中心……http://www.gwz.fudan.edu.cn/ 清華大學出土文獻研究與保護中心……http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/ 中國社會科學網……http://www.cssn.cn/

[全體に關する注]

- (2) 2019 年 9 月 28 日の東京大学東洋文化研究所における研究會にて著者は本譯注に關わる報告を行い、出席者の方々から極めて有益なご意見をいただいた。一部を除き特にご教示の出所を示さなかったが、そのことは本稿に反映されている。

[清華簡『晉文公入於晉』譯注]

[釋文]

晉文公自秦内(入)於晉,褍(端)星(冕)□□□□□□□□王【1】母 $_{=}$ (母,毋) 釋(辡,辨)於 妞(好)妝(臧)・嬶(媥) 莥(娭)皆見【2】。显(明)日朝,逗(屬)邦利(耆)老【3】,命曰,「以孤之舊(久)不(以上,第

1號簡) 旻(得) 繇(由) 弐(二) 厽(三) 夫₌(大夫) 以攸(修) 晉邦之政 ■【4】、命 訟 試 (獄) 敂 (拘) 執 睪 (釋)、 適 (滯) 駷 (責) 母 (毋) 又 (有) 胄(卑)【5】,四垏(封)之内皆肤(然) ■。」或昷(明)日朝,命曰, 「以孤之舊(久)不旻(得)繇(由)弐(二)(以上,第2號簡)厽(三)夫〓 (大夫) 以攸(修) 晉邦之祀, 命肥蒭羊牛・豢犬豕【6】, 具番(黍) 稷醴= (酒醴)以祀,四畫(封)之内皆狀(然) ■。」或昷(明)日朝,命日,「爲篆 (稼) 蕃(嗇) 古(故), 命淵(瀹) 舊(以上, 第3號簡) 泃(溝), 增舊芳 (吾) 晉 邦 之 閱(間) 尻(處) 载(仇) 戳(讎) 之 閱(間), 命 簋(蒐) 攸 (修) 先君之窒(乘), 賁(賦) 車虢(甲) 【8】, 四畫(封) 之内(以上, 第4 號簡)皆肰(然) ➡。」乃乍(作)爲羿(旗)勿(物)【9】,爲陞(升)龍之羿 (旗)師(師)以進,爲降龍之羿(旗)師(師)以退【10】,爲右(左)[□□ 之羿(旗) 師(師)以□,爲右□□之羿(旗) 師(師)以□,]爲絷(角)龍 之羿(旗) 師(師)以戰(戰),爲交龍之羿(旗)師(師)以豫(舍),爲日月 之羿(旗) 韴(師) 以舊(久)【11】,爲熊羿(旗) 夫 ■(大夫) 以出,爲歋 (豹) 羿(旗) 士出, 爲蕘葷(採) 之羿(旗) 截(侵) 糧(掠)者(以上, 第 6 號 簡) 出【12】。乃 爲 三 羿 (旗) 以 成 至。遠 羿 (旗) 死,中 羿 (旗) 荆 (刑). 忻(近) 羿(旗) 罰【13】。成之以象于蒿(郊) 三【14】, 因以大乍 (作) ■。元年克葲(原) ■【15】,五年啓東道,克曹・五麋(鹿),(以上,第 7號 簡) 敗 楚 師 (師) 於 堅 (城) 僕 (濮) ■ 書 (建) 衞 (衞), 成 宋, 回 (圍) 無(許), 反 奠(鄭) 之 庳(陴) **■**【16】, 九 年 大 戛(得) 河 東 之 者 (諸) 侯 ■【17】。(以上, 第8號簡)

[訓讀文]

く皆見る。 品(明)日朝、邦の利(蓍)老を逗(屬)め、命じて曰く、「孤の 舊(久)しく弐(二) 厽(三)夫 (大夫)に繇(由)りて以て晉邦の政を攸 (修) むるを 長(得) ざるを以て ... 訟 試(獄) に命じて 敏(拘) 執を 睪 (釋)し、 脨(責)を 휿(滯)めて 胄(塞)又(有)ること母(毋)からし め、四
は(封)の内皆肤(然)りとせよ。」と。或いは显(明)日朝、命じ て曰く、「孤の舊(久)しく弐(二) 厽(三)夫₌(大夫)に繇(由)りて以 て晉邦の祀を攸(修)むるを旻(得)ざるを以て, 蒭羊牛・豢犬豕を肥えし め、

香(黍) 稷醴

(酒醴) を

具へて以て祀らしめ、四

高(封) の内皆肽 (然) りとせよ ■。」と。或いは昷(明) 日朝. 命じて曰く. 「篆(稼) 審 (嗇) の爲の古(故)に、舊洵(溝)を淵(淪)せしめ、舊芳(防)を増さし め、四書(封)の内皆狀(然)りとせよ 🗝 」と。或いは昷(明)日朝、命じ て曰く. 「虖(吾)が晉邦のح(仇) 戩(讎)の闕(間)に闕(間)尻(處) するを以て、先君の窒(乘)を簋(蒐)攸(修)せしめ、車虢(甲)を貸 (賦)し、四畫(封)の内皆肰(然)りとせよ ■。」と。乃ち乍(作)りて羿 (旗)勿(物)と爲し,陞(升)龍の羿(旗)を爲りて翫(師)以て進み,降 龍の羿(旗)を爲りて師(師)以て退き、右(左)[□□の羿(旗)]を爲りて [師(師)以て□し、右□□の羿(旗)を爲りて師(師)以て□し、] 執(角) 龍の羿(旗)を爲りて韴(師)以て戵(戰)ひ,交龍の羿(旗)を爲りて韴 (師) 以て豫(舍)ひ、日月の羿(旗)を爲りて師(師)以て舊(久)しく し、熊羿(旗)を爲りて夫=(大夫)以て出で、酌(豹)羿(旗)を爲りて士 出で、蕘ú(採)の羿(旗)を爲りて哉(侵)糧(掠)者出づ。乃ち三羿 (旗) を爲りて以て成らぎ至る。遠羿(旗) は死し、中羿(旗) は荆(刑) し、忻(近)翌(旗)は罰す。之を成すに蒿(郊)三に象るを以てし、因りて 以って大いに乍(作)る ... 元年 葲(原)に克ち ... 五年 東道を啓き、曹・ 五麋 (鹿) に克ち、楚師 (師) を盛 (城) 僕 (濮) に敗り ■. 衛 (衞) を書 (建) て、宋を成らげ、醬(許)を回(圍)み、奠(鄭)の顨(陴)を反(の ぞ)き ■, 九年大いに河東の者(諸)侯を戛(得)たり ■。

[現代語譯]

晉の文公が秦から晉に入國し、正装して……祖母……、その美醜にかかわら ずみな面會した。翌日の朝、國の老年者を集め、命じていうようには、「私は 長い間あなた方大夫に頼って晉國を統治することができなかったので、訟獄に 命じて捕らえた者を釋放させ、負債の返還を停止させて困窮することのないよ うにせよ。國内全てそのようにせよ。」と。續いて翌日の朝、命じていうよう には、「私は長い間あなた方大夫に頼って晉國を統治することができなかった ので、羊牛・犬豚を肥えさせ、黍稷や酒醴を具えて祭祀をさせよ。國内全てそ のようにせよ。」と。續いて翌日の朝. 命じていうようには. 「農作業のため に、古い溝を整備させ、古い堤防を増やすよう命じよ。國内全てそのようにせ よ。」と。續いて翌日の朝、命じていうようには、「我が晉國は仇讎の間にいる ので、先君の兵車を集めて整備させ、軍隊を徴發せよ。國内全てそのようにせ よ。」と。そこで旗を作ることとし、升龍の旗を作って軍が前進し、降龍の旗 を作って軍が後退し、左……の旗を作って軍が……し、右……の旗を作って軍 が……し、角龍の旗を作って軍が戰い、交龍の旗を作って軍が戰鬪を停止し、 日月の旗を作って軍が留まり、熊旗を作って大夫が出撃し、豹旗を作って士が 出撃し、蕘採の旗を作って侵攻する部隊が出撃する。ここにおいて三旗を作っ て調和がなった。遠旗は死罪とし、中旗は刑し、近旗は罰した。これらを仕上 げるために郊三になぞらえ、それによって大いに興隆した。(晉文公の)元年 に原で勝利し、五年に東道を通じさせ、曹・五鹿に勝利し、楚軍を城濮で撃破 し、衞を(再)建し、宋を平定し、許を包圍し、鄭のひめがきを破壞し、九 年、河東の諸侯(の支持)を大いに得た。

[注]

【1】「褍星」について。整理者は「星」が「冃」に従うとし、「褍星」を「端坐」に、或いは「端冕」に讀む。

王廷斌 2017 はこれを「冕褍」に作り、古代の帝王・貴族の禮服である玄衣 と大冠を指すとして、「旱」は「冕」字であるとして次のように述べる。『説文 解字』が「褍」を「衣正幅」とするのは簡文に合わないようであるが、『禮 記』樂記「吾端冕而聽古樂、則唯恐臥。聽鄭衛之音、則不知倦。」, 鄭注「端, 玄衣也。」、孔疏「云「端、玄衣也」者、謂玄冕也。凡冕服、皆其制正幅、袂二 尺二寸、袪尺二寸、故稱「端」也。」によれば、『説文解字』が「衣正幅」に訓 ずる「褍 | と「端冕 | の「端 | とは字義上緊密な關係がある。いずれも「耑 | を聲符とし、端正の意を持つから、同源詞關係にある。だが古書の用字によれ ば、やはり「褍」を「端」と注しておく必要がある。後者はあまり見られない 字形であるが、甲骨文字に類例があり(合集33069)、校釋總集:3682はこれ を「免」に釋し、劉釗 2014: 462 は直接「冕」に釋す。我々は劉釗説がよいと 考える。これは字形上、人が跪いて帽子を戴く形であり、上旁の帽冕の形が音 符になっており、簡文のこの字はそれから變化したものである。『國語』 楚語 下「聖王正端冕」以其不違心。帥其群臣精物以臨監享祀、無有苛慝於神者、謂 之一純。」、韋昭注「端、玄端之服。冕、大冠也。」とあり、もし簡文を「端 坐」と讀めば、その「衣」「冃」の意符を棄てることになる。戰國文字でこう いう字形で「坐」を用いる場合、一般的には下旁のみであり、簡文のようにな る可能性は小さい。よってここは「端冕」のこととして釋するのが比較的妥當 である。

心包 2017 の紫竹道人(鄥可晶)は次のように述べる。「星」を「坐」に讀めば「冃」に從う意味が不明で、「冕」に讀めば「坐」「跪」に從う意味が不明である。「危」「委」は音が近く通假し、その聲符を「坐」とすれば、「垂」に讀め、「垂」「委」は音義が近く、この字は「冃」「跪」聲に從い、「委」に讀むの

ではないか。古書にしばしば見える「端委」は禮服の一種である。『穀梁傳』 僖公三年「陽穀之會,桓公委端搢笏而朝諸侯」,范寧注「委,委貌之冠也。 端,玄端之服。……」,鍾文烝『春秋穀梁經傳補注』「委貌,玄冠也。玄冠者, 吉冠用黑繒爲之,夏曰母追,殷曰章甫,周曰委貌。『周禮』又謂之冠弁。玄端 者,玄冠之服。……(以下,陳奐による詳論あり)」とある。「委」はここでは 冠の一種を指し,その字に「曰」旁が加わっているのは自然であり,その前で 「端」字が「衣」に從うのに對應する。

滕勝霖 2017 は王廷斌 2017 に従い、後者は「冃」に従う「危」聲(疑紐微部、「冕」は明紐元部、微部・元部は旁轉し得る)とし、楚簡ではその字の下旁が「危」「坐」に混用されていることなどを述べる。

心包 2017 の藤本思源(滕勝霖)は自説(滕勝霖 2017)を補足し、董珊氏がこれを會意字ではないかと口頭で述べたとして次のように述べる。もしこれが「曰」に從う「跪」聲(或いは「曰」に從う「危」聲)であれば、「冒」字は「曰」聲を基礎としてその上下に意符「首」を付加し、後に「目」となったものだから、この字は雙聲字となる。簡文では内容からいって「端晃」とするのは問題がなく、傳世文獻・出土文獻でしばしば見え、王廷斌 2017 がこれを會意字の「晃」としている。だがその下部は跪く人の形で、例のないものであり、跪く人の形は立つ人の形と區別があるか不明であり、楚簡の「冠」字とこの字は近く、下旁の「元」は立つ人の形である。

心包 2017 の紫竹道人(鄔可晶)は自説を撤回してこれを「冕」に讀む。

筆者注:ここは文脈上,入國した晉文公が身なりを整えて晉の人々に會ったと解したところであり,王廷斌 2017 他が「端冕」に讀むのに從う。

【2】缺字について。整理者は「母」の上の一字を「王」字の壞れたものとし、ここを「王母」と讀んで祖母の意とし、宗親命婦が祖父母世代に至って、好悪を擇ばず皆見ることをいうのであろうと述べる。

筆者注:圖版本によれば、確かに整理者のいうように「王」の殘缺字にも見

える。缺字の最後から、ひとまず「王母」と讀んでおく。『爾雅』釋親に「父 之考爲王父、父之妣爲王母。」とある。

心包 2017 の ee(單育辰)は整理者の隷定を誤りとし、下旁は「刀」に従い、「察」の字形とは異なり、「淺」「竊」「察」は「辛」のない旁(「淺」「竊」「察」の從うところはひとまずこのように隷定しておく)が重なるものに従い、簡文の字は「辡」に隷定すべきで、「辡」又は「別」に讀むべきであり、簡文のおおよその意味は、人を良し悪しで區別せず、全て接見する、であると述べる。

心包 2017 の劉偉浠は、この字は正面を向いた人が變化して側面を向いた人の形になったもので、「比」や2つの「業」の省略に從う可能性もあると述べる。

心包 2017 は心包 2017 の ee(單育辰)説を是とし、郭店楚簡『五行』簡 37・39 と帛書(筆者注:馬王堆帛書『五行』)「辯」字はその省體であろうとする。

心包 2017 の水之甘はこれは 2 つの「离」に從い、「察」に讀むのではないかといい、「辨」はやはり「淺」「竊」の從うところだと述べる。

筆者注:この文は晉文公が分け隔てなく皆に會ったの意であると推測されるから、この字を「察」「辩」に讀むことは文脈上可能である。この字の下部は三體石經「皋」字の下部にも近い。よって、左右兩旁を「辛」としてこの字を「辡」の省體とする心包 2017 の ee (單育辰) 説が有力である。その讀みは「辨」でよかろう。

「妝」について。整理者は「臧」に讀む。

心包 2017 は、これを「臧」に讀むのは、前の「好」と重複するようであ

り、ここは各々當たる所がある意味であるとし、如字に讀んで、『禮記』緇衣 「毋以嬖御人疾莊后」を引用し、郭店楚簡は「妝」字を用いることをいう。

「婸」について。整理者はこれを「媥」に讀み、『説文解字』「輕貌。」を引用する。

「
塩」について。整理者はこれは

1 整理者はこれは

1 整理者はこれは

2 整理者はこれは

2 整理者はこれは

2 整理者はこれは

3 整理者はこれは

3 整理者はこれは

3 整理者はこれは

3 整理者はこれは

3 整理者はこれは

5 を指摘して、

まみにこれを

「
まみにこれを

「
まと述べ、

「
説文解字」

「
聴貌。」

6 を引用する。

清華大學出土文獻讀書會 2017 の石小力は整理者を否定し、これは姷聲に從い、古音は匣母之部、「裴」の古音は滂母微部で、二字の聲韻は近くなく、通用しがたいとし、曉母之部の「娭」ではないかといい、『説文解字』「卑賤名也。」、『集韻』之韻「娭、婦人賤稱。」を引用する。

心包 2017 の ee (單育辰) は、これは「有」に從って聲符とし、「醜」に讀んで「好」と對になるかもしれないという。

心包 2017 の王寧は前の「婸」と合わせて「類類」に讀むのではないかといい,『説文解字』「類,大醜貌」「類,醜也。」を引用し,その前の二字「好臧」は美,「類類」は醜のこととする。

蕭旭 2017 は、「妝」は「臧」に讀み、また「莊」にも讀め、善・美・好の意であり、簡文のこの字は「娼」の誤寫ではないかといい、「嬶娼」で「姨娟」「便娟」「便娟」「便嬛」「便嬛」「便圜」で、音轉して「嬋娟」「蟬娟」にも作り、輕麗・美麗なさまであるとして、北大漢簡(四)『妄稽』「嫖蓂便圜。」を引用する。

筆者注:ここは晉文公が人の屬性に關係なく面會したことを表現しているので,「妞妝嬶횶」には對になる語が含まれていると考えるのが自然である。「嬶횶」の讀みが難解だが、清華大學出土文獻讀書會 2017 の石小力のいうよう

に、「**嬉**」の假借字に關する整理者説は成立し難く、「嫉」に讀み、全體としてはひとまず「妞妝」を「好臧」で美しい意、「婸��」を「媥娭」で醜い意に解しておく。なお、目上の女性との面會について美醜をいうことは考えにくいため、この文は後宮の女性について述べていると考えるべきか。

【3】「利」について。整理者はこれを「耆」に讀み、『書』西伯戡黎の「黎」 は出土文獻で多く旨聲に從い、ここも同様の例だとする。

心包 2017 の暮四郎(黄傑)は、これを「黎」に讀み、『國語』呉語「今王播棄黎老、而孩童焉比謀。」、『墨子』明鬼下「播棄黎老、賊誅孩子。」を引用する。

筆者注:ここは通假の過程に「黎」を挾んで解してもよいが、いずれにせよ 整理者の讀みで問題ない。

【4】「繇」について。整理者はこれを「由」に讀み、『書』盤庚孔傳はこれを 「用」に訓ずるという。

心包 2017 の易泉はこれを「猷」に讀み,高享 1989: 714-715 により「由」「猷」はいずれも喩紐幽部で,通假するとし,『爾雅』釋詁「猷,謀也。」,『尚書』君陳「爾有嘉謀嘉猷,則入告爾后于内,爾乃順之于外。」を引用する。

心包 2017 の暮四郎(黄傑)は次のようにいう。「由二三大夫」は『論語』先進・憲問で孔子がいう「以吾從大夫之後」の「從大夫之後」に似ている。「由二三大夫」は諸大夫に從うことである。國君がこのように言うことは受け入れ難いようであるが、當時の國君と臣下との關係は秦以後の專制君主と臣下とのそれとは全く異なり、この種の謙遜の言葉は内政・外交においてしばしば見え、それに晉文公は晉國に戻ったばかりで、臣下達に話す時は遠慮せねばならず、社交辭令にとどまらず、このような解釋は合理的だろう。

筆者注:ここの一文はやや讀みにくいが、この字は整理者のように讀んで意味が通るため、他字に通假させる必要はない(この前後の讀みは海老根量介氏の見解を參考にしている)。

【5】「휿」について。整理者はこれを「折」に讀んで「斷」に訓じ、『書』呂 刑「非佞折獄、惟良折獄。」を引用する。

清華大學出土文獻讀書會 2017 の石小力は、これと並列されている「拘」「執」「釋」はいずれも裁判の判決の結果を、「折」は判決の過程をいうから、「折」に讀むのは誤りで、これは「釋」と意味が近く、「遣」に讀めるのではないかと述べ、『説文解字』「縱也。」『後漢書』光武帝紀上「輒平遣囚徒、除王莽 苛政、復漢官名。」を引用する。

馮勝君 2017 は次のように述べる。「蓪」とその異體字は戰國竹書に多く見え、郭店楚簡『性自命出』簡 62「身欲靜而毋款」の「款」字について陳劍氏は「言」に從う旁は「齑」の省譌で(上博楚簡『性情論』における對應する字は「止」に從う「商」聲で、「商」は「齑」の省略である)、「滯」に讀むべきだとする。陳劍氏は「齑」「箭」に從う聲が「滯」に讀めることについて詳細に論じており、結論は大いに信頼できる。我々は本篇において「蓪」も「滯」に讀むべきだと考える。

心包 2017 の易泉は『國語』魯語「付腆先君之幣器, 敢告滯積, 以紵執事」の「滯積」は資材が久しく積まれることを指し, 簡文は裁判が久しく積まれることを意味するという。

心包 2017 の王寧は、これは辵に從う噬聲、「逝」の或體であり、「税」に讀むべきだとし、『爾雅』釋詁「稅、赦、舍也。」を引用し、意味は「赦」「舍」に同じという。

金宇祥 2017 は裘錫圭・李家浩 1989: 553-554 により、これを「愆」に讀んで過失に訓じ、「責」は譴責に訓じて、「愆責」は『全上古三代秦漢三國六朝文』全三國文卷五十四・上魏明帝表「幸賴慈恩、猶垂三宥、使得補過、解除愆責。」に見えるとする。

馮勝君 2017 はこれを「◆ (原文では不明)」に作り「責」に讀む。

金字祥 2017 は整理者の隷定に從う。

筆者注:圖版によれば馮勝君 2017 が指摘する通り、ここは整理者の隷定字とは異なる。馮勝君 2017 の文字がフォントの都合によるものか不明であるが、包山楚簡に同様の字があり、『説文解字』に「責、求也。从貝束聲。」とあるので、「棘」に隷定していると推測される。同字ともいえるが、ここの隷定はこのようにすべきであろう。

「貴」について。整理者はこれを「卑」に讀むのではないかといい, 『説文解字』「舉也。」を引用する。

心包 2017 の厚予はこれを「畀」に讀んで「與」に訓じ、『説文解字』「與、 黨與」を引用する。

馮勝君 2017 は次のように述べる。これは「貝」に従う「由」聲で,「由」は「思」の聲符で,簡文では「塞」に讀むべきである。「思」「塞」は通じ,『尚書』堯典「欽明文思安安」について典籍がしばしば「思」を引いて「塞」に作るように, 典籍に例が多い。

心包 2017 の易泉はこれを「囟」聲とし、息に從う字に通じ(高享 1989: 426 「諰與息」條)、「息」に讀めそうで、「止」に訓ずるとする。

心包 2017 の明珍はこれを貝に從う囟聲とし、「私」に讀み、「收受賄賂而行私」の「私」だと述べる。

心包 2017 の難言・王寧は易泉の訓に疑問を呈し、「息」は利息で、ここは利息を取らないことをいうとする。また王寧は『史記』孟嘗君列傳の馮驩に關する故事をとりあげ、ここは晉文公即位時に人心を得るために元本以外に利息を取ることを禁じたものと述べる。

金宇祥 2017 は馮勝君 2017 に從いつつ、これを裁判に關係するとし、債務を 償還する意ではなく、償還の過失・罪にあたる意とし、『韓詩外傳』卷十「晉 文公重耳亡,過曹,里鳧須從,因盜重耳資而亡。……里鳧須仰首曰,「離國 久,臣民多過君,君反國而民皆自危。里鳧須又襲竭君之資,避於深山,而君以 餒,介子推割股,天下莫不聞。臣之為賊亦大矣,罪至十族,未足塞責。然君誠 赦之罪,與驂乘遊於國中,百姓見之,必知不念舊惡,人自安矣。」「卞莊子好 勇,母無恙時,三戰而三北,交游非之,國君辱之,卞莊子受命,顏色不變。及 母死三年,魯興師,卞莊子請從,至,見於將軍曰,「前猶與母處,是以戰而北 也,辱吾身。今母歿矣,請塞責。」を引用する。

「棘母又貴」について。整理者はこれを「責毋有卑」に讀んで「責毋有所舉」に解し、『國語』 晉語四に晉文公が「棄責簿斂」であり、『左傳』成公十八年に晉悼公が「施舍已責」であって、韋昭注「除宿責也。」とあるようなものだとする。

心包 2017 の厚予は『左傳』昭公二十年「薄斂已責」,陸德明『經典釋文』「責,本或作債」を引用し,それにより簡文の「責」は「問責」の「責」に理解すべきであり,『慧琳音義』引く『説文解字』に「責,求也,問罪也」とあると述べる。そして「又」を整理者に從って「有」に讀んで句中の語辭とし,ここの句を「責毋有畀」に讀んで,「罪を問う時は要公正でなければならず徒黨を組んではならない。」と解する。

心包 2017 の明珍は『國語』「棄責簿(明珍説:薄)斂」の「棄責」、『左傳』 「施舍已責」の「已責」は債務を免除する意味で簡文とは異なり、「責」は「責令」「督促」の意で、ここを「責毋有私」に讀み、「訟獄拘執釋遣」を行う時は 私心をもってはならないという意味だとする。

趙平安 2017a はこれは「貫」ではないかとして次のように述べる。『説文解字』で「實」は「貫」に從い、國差瞻の「實」字はこれに似ている。「責」は職責・責任の意で、『尚書』金縢「若爾三王是有丕子責於天、以旦代某之身。」、『史記』張耳陳餘列傳「貫高曰、「所以不死一身無餘者、白張王不反也。

今王已出,吾責已塞,死不恨矣。」」とあり,「貫」は通常は習慣を表し,引伸して怠慢を示す。「責母(毋)又(有)貫」は職責を怠ることのないようにとの意である。

「命訟試敏執睪適,責母又貴」について。整理者は「命訟獄拘執釋折,責毋 有卑。」に讀んで區切る。

馮勝君 2017 は「命訟獄拘執釋、滯責毋有塞(又は賽)。」に讀んで區切り、 次のように述べる。「訟獄拘執釋」は、裁判が拘束した人を釋放することをい う。「滯責」の「滯」は集め蓄える意である。「滯」はもと停滯する、留まる意 で、引伸して集積する意となり、『周禮』地官廛人「凡珍異之有滯者、斂而入 于膳府。」鄭玄注に引く鄭司農「謂滯貨不售者、官爲居之。」とある。「滯責」 は整理者が引く韋昭注「宿責」に相當する。「宿」もまた留まる意で、「宿責」 「滯青」はいずれも集積・留める意であり、まだ處理されていない負債のこと でもある。簡文の「胄」は「塞」又は「賽」に讀み、償還の意である。包山楚 簡に「過期不賽金」の語(105-114 號簡)がよく見え,李家浩氏は「賽」を償 環の意と指摘し、「過期不賽金」の意味は期限を超過したが償還されていない 借金のことである。 裘錫圭 2012: 456-464 により、「寒」の「當」「補」といっ た意味から引伸して「賽」の報いる、償還する意となったとするのが自然であ る。『韓詩外傳』卷十「及母死三年,魯興師,卞莊子請從。至見於將軍曰,「前 猶與母處、是以戰而北也、辱吾身。今母没矣、請塞責。」」の「塞責」は補償の 道義上の缺落を指す。簡文の「胄」は「貝」を意符とし、又は償還する意の 「塞/賽」の異體字である。「滯責毋有塞(又は賽)」の意味は、久しく積み上 がった負債は、償還する必要がない、である。ここについての整理者の引用文 獻とも完全に合致する。

金宇祥 2017 は馮勝君 2017 の區切りに從い, 『呂氏春秋』原亂「文公施舍, 振廢滯, 匡乏困, 救災患, 禁淫慝, 薄賦斂, 宥罪戾, 節器用, 用民以時, 敗荊

人于城濮, 定襄王, 釋宋, 出穀戍, 外内皆服, 而後晉亂止。」を引用して, 「宥罪戾」がここと關係する可能性があり, だから「睪(釋)」は赦免・免除の意であるとし, 『國語』魯語上「君今來討弊邑之罪, 其亦使聽從而釋之, 必不泯其社稷。」, 韋昭注「釋, 置也。」を引用する。そしてここの意味を, 裁判で捕らえられた人を赦免するよう命じ, 償還の過失と譴責を問わなかった, とする。

筆者注:「貴」字については見解が分かれている。ここは前半で刑罰を緩めたことと合わせて、民衆への統制を緩和する措置をいうところと推測できる。 「責」を「債」の意に解し、馮勝君 2017 の句讀に從いつつ「貴」は「塞」に讀み、債務を免除して困窮しないようにさせる意にとるのが無難であろうか。

【6】「或昷(明)日」について。整理者は「或明日」に讀む。 小包 2017 の易泉は「或」を「又」に讀む。

筆者注:ここは整理者の讀みで問題ない。

「命肥蒭羊牛豢犬豕」について。整理者は『孟子』告子上「猶芻豢之悦我口」,『韻會』「羊曰芻,犬曰豢,皆持所食得名。」を引用し,「芻」は草食を,「豢」は穀類によって養うことをいうとする。

筆者注:『説文解字』に「豢,以穀圏養豕也。」とある。「蒭羊牛豢犬豕」は「「蒭羊・牛・豢犬・豕」」と並列されている可能性もあるが、ひとまず整理者のように、「蒭羊牛」「豢犬豕」に分けて解しておく。

【7】「審」について。整理者はこれを『説文解字』「嗇」字の古文とする。 「爲豪審. 古命」について。整理者は「爲稼嗇. 故命」に區切って讀む。

心包 2017 の悦園はこれを「爲稼嗇故、命」に區切り、『左傳』莊公十一年 「宋爲乘丘之役故、侵我、公禦之。」成公元年「爲齊難故、作丘甲。」襄公三年 「晉爲鄭服故、且欲脩呉好、將合諸侯。」昭公元年「鄭爲游楚亂故、六月丁巳、 鄭伯及其大夫盟于公孫段氏。」哀公八年「呉爲邾故、將伐魯。」を引用する。

筆者注:「稼嗇」について,『孟子』滕文公上に「后稷教民稼穑, 樹藝五穀。 五穀熟而民人育。」とある。ここの文章は農業生産を向上させることをいうも のと解せる。またここの句讀は心包 2017 の悦園に從う。

「洲」について。整理者はこれを潮に從う省聲として「瀹」に讀み,『孟子』 滕文公上「禹疏九河, 淪濟漯而注諸海」, 趙岐注「淪, 治也。」を引用する。

心包 2017 の悦園は高享 1989: 781「貈與涸」條により、これを「固」に讀み、また金文では多く「圏」を「固」(魚部)に讀み、「舟」聲(幽部)に從うから幽魚旁轉で「固」と通假し、「固溝」は溝池を修理して堅固にすることで、下文の「增舊防」と對をなし、關連する用例として、『禮記』禮運「城郭・溝池以爲固。」『周禮』夏官掌固「掌固掌脩城郭・溝池・樹渠之固。」「凡國都之竟、有溝樹之固、郊亦如之。」を舉げる。

心包 2017 の王寧は、これは後の「潮」字に相當し、「啁」と「嘲」「謿」、そして「調」と「朝」が通假すること(高享 1989: 779)からみれば、ここは 『呂氏春秋』季春、『禮記』月令「導達溝瀆」の「導」に讀むべきで、『淮南子』時則は「導通溝瀆」に作ると述べる。

筆者注:ここは整理者の讀みで意味は通じる。

心包 2017 の紫竹道人(鄔可晶)は、「間處……之間」には明らかに重複があり、「晉邦」の下の「之」を筆寫した際、「仇讎」の下の「之」に目がいき、「間」を書いてまた「處」を見たもので(これを「蒙圏」という)、前の「間」が衍文で、ここは「以吾晉邦之處仇讎之間」に作るべきだとする。

筆者注:心包 2017 の紫竹道人(鄔可晶)説をもってしても、ここはいまだ 讀みにくい。最初の「間」の前の「之」も衍文として「以吾晉邦處仇讎之間」 に作るか、最初の「間」を晉國領域の幅を示すと解釋するかであろう。 「露」について。整理者はこれが郑季蘿車盤・匜(集成 10109, 10234)にも見えるとし、郑季宿車盆(集成 10337)で對應する文字は「宿」に作り、金文編は「从→蒐聲」とするのが正しいと述べ、「蒐」について『爾雅』釋詁「聚也。」、『左傳』宣公十四年「蒐焉而還」、杜注「蒐、簡閱車馬。」を引用する。

「窒貣車虢」について。整理者はこれを「乘式車甲」に讀む。

心包 2017 の暮四郎(黄傑)は、「賁」は「載」に讀めるのではないかとし、 『説文解字』の「戴」の籀文は「弋」「異」に作るといい、『左傳』僖公三十三 年「鄭穆公使視客館、則束載、厲兵、秣馬矣。」を引用する。

心包 2017 の ee(單育辰)は、この「賁」は實のところ「戈」に從うが、楚文字の「戈」「弋」は常に混用されているといい、整理者の隷定に從う。しかしこれを「飾」又は「飭」に讀み、典籍では常に「飾(又は飭)車」「飾(又は飭)甲」の語があり、『詛楚文』「飾甲底兵」、『戰國策』趙策二「繕甲厲兵、飾車騎、習馳射」、『漢書』枚乘傳「梁王飭車騎」、『春秋繁露』治水五行「飭甲兵」とあり、簡文の關連する字も「飾(又は飭)車甲」と讀めると述べる。

心包 2017 の林少平は、「賁」を「忒」に讀み、古文の「賁」「忒」は常に互いに假借するといい、『説文解字』「忒、更也。」、段注「忒之叚借、或作賁。」、『詩』魯頌「享祀不忒。」、鄭箋「變也。」を引用し、「忒車甲」は兵車と鎧甲を換えることをいい、先の「修先君之乘」と對應すると述べる。

心包 2017 の厚予は整理者の區切りに從い、これを「弋」に讀み、繩のついた短い矢のことで、『莊子』應帝王「鳥高飛以避増弋之害」を引用する。

心包 2017 の cbnd は「貢」について整理者の隷定を否定して「賦」の省體とし、次のようにいう。古代では田畝によって車徒を出したので兵卒と稱し、車輛を賦といった。『左傳』襄公八年に「乃及楚平、使王子伯駢告于晉、曰、「君命敝邑、「修而車賦、儆而師徒、以討亂略。」」、楊伯峻注「車賦猶言車乘。」(楊伯峻 1990)とある。軍隊もまた「賦」といいう。『左傳』襄公八年に「蔡

人不從, 敝邑之人不敢寧處, 悉索敝賦, 以討于蔡。」, 『國語』魯語下に「我先君襄公不敢寧處, 使叔孫豹悉帥敝賦, 踦跂畢行, 無有處人, 以從軍吏。」とある。「敝賦」は自分の軍隊の謙稱であって, 簡文の「乘貢(賦)車甲」も晉國の戰車と軍隊とを指すはずである。清華簡『越公其事』簡 27-28 に「縱輕遊民, 不稱貢役・泑塗溝塘之功, ……。」とある。その「貢役」は「賦役」であり, 兵賦・徭役を指す。それ以外に呂大叔斧(集成 11786・11787・11788) 銘文で「貢車」をやはり「賦車」に釋すことができ, 戰車のことである。

心包 2017 は cbnd に從う。

金宇祥 2017 は「賁」について「賦」に作るのは字形・文脈から不可として整理者の隷定に従い、心包 2017 の ee(單育辰)の讀みに從う。また簡文では「命」の後に少なくとも 2 つの行為があることから、心包 2017 の ee(單育辰)が「乘」の下で文を區切ることにも從う。「籱」については「乘」に讀んで「先君之乘」の乘車の意で、簡文の「車」は兵車のこととして、山西北趙晉侯墓地一號車馬坑出土の装甲付き軍用馬車を例に出し、『管子』大匡「桓公受而行、近侯莫不請事。兵車之會六、乘車之會三、饗國四十有二年。」尹知章注「乘車之會,謂結好息人之會也」を引用する。そしてこの前後を、晉文公が部下に乘車・兵車を整えさせ、晉國が同盟國・敵國の間にあって軍事力を強化しつつ、平和的に隣国と同盟しようとしたことを意味するとする。

心包 2017 の林少平は金宇祥 2017 の「乘」説を否定し、「乘」は兵種で車兵のこととし、『左傳』成公十六年「蒐乘補卒、秣馬利兵。」を引用し、「蒐修先君之乘」は車兵を檢閱修治する意とする。「資」については自説を訂正し、「擇練」の意とし、『説文解字』「貸」についての段注「按古多假資為差、忒字」、「忒」についての段注「忒之叚借或作貸」、『詩』大雅「昊天不忒」を引用する。また「貸」にも通假するとし、『禮記』月令「毋或差貸」の「貸」を『呂氏春秋』は「忒」に作り、また「貸」にも通じ、「差」は『爾雅』釋詁「擇也」、『詩』小雅「既差我馬」とあり、簡文の「資車甲」は兵車・鎧甲を選抜教

練する意であり、先の「蔥修先君之乘」を更に説明しているとする。

筆者注:ここの解釋には諸説あるが、この前の語を含めて先君までの兵力を整備した意になるのが適切かと考えられる。この前にある「蒐修」は動詞であり、この4字はその目的語で熟語として讀みたい。心包2017のcbndが指摘するように、「資」は清華簡『越公其事』簡28にも見え、「賦」に讀んで軍の意とするのがよい。更に句讀を心包2017のee(單育辰)に從えば、この一文は「命蒐修先君之乘、賦車甲」に讀め、前の動詞と合わせて、先君の兵車を集めて整備し、軍隊を徴發した意となる。

【9】「羿勿」について。整理者はこれを「旗物」に讀んで次のように述べる。これは旗の總稱で,『周禮』大司馬に「辨旗物之用」,『周禮』郷師に四時之田は「以司徒之大旗致衆庶,而陳之以旗物」,『周禮』中車に「掌公車之政令,辨其用與其旗物而等叙之」,『周禮』司常に「及國之大閱,贊司馬・頌旗物」,同じく九旗は「日月爲常,交龍爲旂,通帛爲施,雜帛爲物,熊虎爲旗,鳥隼爲旟,龜蛇爲旐,全羽爲旞,折羽爲旌。」とある。孫詒讓は金榜『禮箋』の説に據り「通帛爲៌ 雜帛爲物」「全羽爲旞,折羽爲旌」が諸々の旗の通制で,「日月爲常」の色は纁で,中黄を象り,「交龍爲旂」の色は青,「熊虎爲旗」の色は白,「鳥隼爲旟」の色は赤,「龜蛇爲旐」の色は黒で,それぞれ五方の色を象る。「通帛爲瘡,雜帛爲物」の「通帛」は縿斿一色をいい,純色であるから,雜帛より尊いのである。

筆者注:上博楚簡『容成氏』『成王既邦』などに「基」「旗」に讀む類似の文字が見え,『容成氏』簡20-21には「禹然後始爲之號旗,以辨其左右,思民毋惑。東方之旗以日,西方之旗以月,南方之旗以蛇,中正之旗以熊,北方之旗以鳥。」と、禹が號令用の旗を方位に從って定めたことが記されている。

【10】「為陸龍之羿師以進,爲降龍之羿師以退」について。整理者はこれを「爲升龍之旗師以進,爲降龍之旗師以退」に讀み,鄭注は「交龍爲旂」を「諸侯畫交龍,一象其升朝,一象其下復也」とし、ここは二龍の一升一降をいうと

東洋文化研究所紀要 第 177 册 する。

心包 2017 の暮四郎(黄傑)は、これを「爲升龍之旗、師以進;爲降龍之旗、師以退」に區切れば文脈が通るといい、これ以降の文章も同様に區切べきだとする。

筆者注:整理者がここをどう讀んでいるのか明確でないが、心包 2017 の暮四郎(黄傑)の句讀の方が意味が通りやすい。ただ讀點を入れずともそう讀めるので、以下、同様の文の句讀は整理者に從っておく。

【11】缺字について。整理者はこれを17字の缺字とする。

筆者注:この前後の語句からいえば、「爲□□之旗師以□」の繰り返しになるはずであり、直前の上部のみ見える殘缺字は恐らく整理者のいう通り「左」であろうから、最初の缺字は「右」、或いは次の句の冒頭が「右」と考えられる。ただそれだと整理者の缺字に3字不足し、竹簡の空白は整理者のいう17字か16字が適當であるから、「之」の前が3字あると考え、ひとまず「□□之旗師以□、爲右□□之旗師以□」を補っておく。

「
禁」について。整理者はこれを「角」又は「
護」に
讃み、ここは 2 匹の
能が出
會って格
闘するさまを
書くとする。

「豫」について。整理者は『易』繋辭傳「重門擊柝,以待暴客」,韓康伯注 「取其備豫。」を示す。

清華大學出土文獻讀書會 2017 の石小力は次のように述べる。これは「舍」に讀み、息を止めることと訓ずる。楚簡の「豫」字は、上博四『曹沫之陣』簡 18-19「臣之聞之、不和 18 於邦、不可以出豫(舍)。不和於豫(舍)、不可以出陣。不和於陣、不可以戰。」のように、多く「舍」に讀み、軍隊が一夜を過ごすのを舍という。『左傳』莊公三年「凡師、一宿爲舍、再宿爲信、過信爲次。」は引申して軍隊の休息を指しており、『漢書』韓信傳「未至井陘口三十里、止

舍」, 顔師古注「舍, 息也。」とあり, 『管子』兵法「旗所以立兵也, 所以利兵 也, 所以偃兵也。」の「偃兵」は「師以舍」のことである。

程浩2017は次のように述べる。楚簡の用字からいえば、これは「舍」に讀 むべきである。清華簡『繫年』の「豫」字は「楚王豫圍」(簡 42),「秦人豫 戊 | (簡 45). 「 禁 人 豫 圍 | (簡 117) などとあり、これら「豫 | は明らかに 「舍」に讀むべきであり、釋放・捨棄の意である。だが『晉文公入於晉』のこ の「豫」字の意味は『繋年』と完全に同じというわけではない。前後の文から いえば、簡文は異なる旗幟の作用を描寫するにあたり、しばしば一組の反義詞 になっている。簡6「爲升龍之旗師以進、爲降龍之旗師以退」では、升龍・降 龍はそれぞれ軍隊の「准|「退| に對應する。そこから類推するに、この角 龍・交龍に對應する「戰」「舍」は對立する概念でなければならない。事實、 上博楚簡『曹沫之陣』に「既戰復舍、號令於軍中日、「繕甲利兵、明日將 **戰。||(『曹沫之陳』簡50)とあり、その「舍」は「戰|と反對の動作である** ことが分かり、戰いを止める意である。『孫子』軍争「交和而舍」、賈林注「止 也」とあるのがこの意味である。陳劍 2005 は『曹沫之陳』の「豫」は全て 「舍」に讀むべきで、「軍隊駐扎」(動詞) か「軍隊駐扎之所」(名詞) の意味と する。所謂「軍隊駐扎」はまた引申して休戰・止戰の意である。簡文の「爲 角龍之旗師以戰. 爲交龍之旗師以舍」は、角龍旗を用いる時は軍を出撃させて 交戰し、交龍旗を用いる時は戰いを止めて陣營に戻ることを意味する。

筆者注:清華簡の用字とここの文意からいえば程浩 2017 に従うべきであり、ここは戰鬭を停止する意であろう。

「日月」について。整理者は『周禮』 司常がこれを大常の畫くとすることを 述べる。

「舊」について。整理者は「久」に讀む。

清華大學出土文獻讀書會 2017 の王挺斌は次のように述べる。簡文の「舊」の用法は上博簡『孔子見季桓子』簡 22「迷<悉>言之, 則恐舊吾子」, 清華簡『鄭武夫人規孺子』簡 13「女(汝)慎重君葬而舊之於三月」と一致し, いずれも「久」に讀み, 久しく留める・待つの意に訓ずる。この種の「久」の訓釋は古書に比較的少なく, 研究者の耳目を集めることはなかった。陳劍氏(陳劍2013: 305-312)は『孔子見季桓子』簡 22「迷<悉>言之, 則恐舊吾子」の「舊」の解釋において疑問を呈し,後に讀書會が『左傳』昭公二十四年「寡君以爲盟主之故,是以久子」を證據とし,ようやく「舊吾子」は「久吾子」に讀むべきことが確定した。簡文のような軍事的色彩を帶びた「舊(久)」としては,銀雀山漢簡『孫臏兵法』五名五恭「軒驕之兵,則共(恭)敬而久之」の「久」もある。

筆者注:ここは清華大學出土文獻讀書會 2017 の王挺斌もいうように,軍隊 が留まる意とするのが適當。

【12】「為熊羿夫』以出,爲駒羿士出」について。整理者はこれを「為熊旗大夫以出,爲豹旗士出」に讀み,これが『周禮』司常「熊虎為旗」に對應し, 『周禮』大司馬・司常が載せる職級と一致するとする。

「蕘び之羽」について。整理者はこれを「蕘採之旗」に讀み、軍が草を刈り薪を採ることとし、『左傳』昭公六年に楚の公子棄疾が鄭を過ぎて「禁芻牧採樵,不入田,不樵樹,不采蓺,不抽屋,不強匄」とあるのを引用し、『左傳』昭公十三年に諸侯が邾の南に兵を治め、衞の地にやどり、晉の叔鮒が財貨を衞に求めて「淫芻難者」ことをいう。

心包 2017 の悦園は次のようにいう。「蕘採」は單語ではなく、「採」も通假する例がなく、高享 1989: 405「事與采」條に、『尚書』皋陶謨の「載采采」を『史記』夏本紀は「始事事」に作り、司馬遷は經の字を訓詁字に代えたため、「采」を「事」に改めた(「采」を「事」に訓ずることは比較的よく見える。宗

福邦 2003: 2353 参照)とあり、決してこの二字が通假するとは述べていない。 恐らく「蓴」は「蒔」に讀み、これらはいずれも士に從いそれを聲符とし、通 假し得る。「蒔」は栽培する意で、「蕘」は名詞を動詞として用いるもので、草 刈りに訓ずる。

心包 2017 は「蕘」に作るのは字形上恐らく誤りで、『侯馬盟書』に2つの「失」からなる字があり、音を確定することができ、「蓴」は整理者の通りかもしれないが、「弁」に従うかもしれないという。

心包 2017 の悦園は心包 2017 に從い,「莽」に作って「畚」に讀み, 穀物を盛る器のこととする。

心包 2017 の明珍は、「蕘」は人・土に從うが、この旁はそうではなく、「艸」を除けば「屮」「人」に從い、劉釗『甲骨文字考釋十篇』により「寿」字とし、楚簡は古い形を保っており、「寿」(疑母宵部) 聲で、「蕘」は「堯」(疑母宵部) に從い、通假すると述べる。そして「葷」は「艸」の下が「史」に從い、整理者の隷定は誤りとし、楚簡の「事」「史」の字形が異なることをいう。心包 2017 の王寧は、最初の字について心包 2017 の明珍が「敖」の左旁に作るのに從って「薮」に作り、「葷」については心包 2017 が「弁」に從う字に作るのは疑わしく、先の旗がいずれも動物名であるのにここだけそうではないのはおかしく、この二字は「勢漫」か「獟獌」ではないかといい、『爾雅』釋獸「貙獌」、『説文解字』「獌、狼屬」を引用し、或いは「貙虎」ではないかともいう。

蕭旭 2017 は整理者に從い、「ú」は「菜」の異體字で「采(採)」に讀むといい、『列子』説符「臣有所與共(供)擔纏(纆)薪菜者、有九方阜。」兪樾(『諸子平議』卷十六「列子平議」)曰、「「菜」當爲「采」、古字通用。」を引用する。そして簡文での旗幟の作用について整理者が『左傳』の二例を舉げるのは誤りとし、『墨子』旗幟「守城之法……薪樵爲黃旗……城上舉旗、備具之官致財物、物足而下旗。」『通典』卷 152「須檑木樵葦、舉黃旗。」を引用し、『虎

鈴經』卷六が「檑」を「礧」に作り、これが「蕘採之旗」のことであるとする。

「融」について。整理者は「侵」に讀む。

心包 2017 の悦園は、これは「帚」に従って聲符とし、「歸」字は簡文では常に「掃」に作り、これら「献糧」は「歸糧」「饋糧」に通假するのではないかといい、『孫子』作戰篇「凡用兵之法、馳車千駟、革車千乘、帶甲十萬、千里饋糧、則內外之費、賓客之用、膠漆之材、車甲之奉、日費千金、然後十萬之師舉矣。」『史記』淮陰侯列傳「臣聞千里餽糧、士有饑色、樵蘇後爨、師不宿飽。」を引用する。

心包 2017 の王寧は「侵糧者」は「侵掠者」「侵略者」に讀めるのではないか、これは出撃・侵略する敵國の兵卒のことであるという。

蕭旭 2017 は心包 2017 の悦園に從う。

筆者注:ここは大夫・士の身分毎の出撃合圖に續くところであり、糧食を奪う部隊とするのは特定の役割に部隊の範疇を絞り過ぎである。ここは心包2017の悦園が考えるように、糧食を輸送する部隊、つまり輜重兵とするのが比較的よいかもしれない。ここで部隊が身分別に列舉されるならば、輜重兵の構成員として庶人が想定されているのであろうか。或いは、上旁は「康」(溪母陽部)で「量」「糧」(來母陽部)、「掠」「略」(來母鐸部)に通じ、王寧のように侵掠者にも解せるか(大西克也・海老根量介両氏のご教示による)。

【13】「至」について。整理者はこれを期日の至ることとし、『周禮』族師「若作民而師田行役、則合其卒伍、簡其兵器、以鼓鐸・旗物帥而至、掌其治令・戒禁・刑罰。」を引用する。

心包 2017 の akashi は、「至」は章紐質部、「制」は章紐月部で音が近く通假するとして次のようにいう。『荀子』正論「夫是之謂視形埶而制械用、稱遠近而等貢獻、是王者之至也」について、王念孫『讀書雜志』は「至」を「制」と

する。その前の「彼王者之制也, 視形埶而制械用, 稱遠迩而等貢獻」, 後の「則未足與及王者之制也」はその證據である。「制」は制度・法度の意で, 『國語』越語下「必有以知天地之恒制, 乃可以有天下之成利」, 韋昭注「制, 度也」とある。「成制」は傳世文獻の『鶡冠子』度萬「水火不生, 則陰陽無以成氣, 度量無以成制, 五勝無以成執, 萬物無以成類。」に見える。

心包 2017 の林少平は、これを「致」に讀み、「制」の意とし、『周禮』春官大ト「掌三夢之灋。一曰致夢。」孔穎達疏「訓致爲至、夢之所至也。」『莊子』外物「然則廁足而墊之致黃泉。」『管子』大匡「卒先致緣陵。」を引用し、いずれも「致」を「至」に訓ずることを示し、『管子』白心「以致爲儀。」尹知章注「致者、所以節制其事、故爲儀。」も引用する。

筆者注:整理者の解釋は意味が通じ難いが、その他の説もやや無理がある。 「成至」の「成」を名詞として解せないことはないので、ここはひとまず、3 種類の旗を作れば、軍隊の編成が成就するの意にとっておく。

【14】「象」について。整理者は『周禮』司常「及國之大閱,贊司馬頒旗物。 王建大常,諸侯建旂,孤卿建旃,大夫・士建物,(師)[帥]都建旗,州里建 旗,縣鄙建旐,道車載旞,斿車載旌。皆畫其象焉,官府各象其事,斿州里各象 其名,家各象其號。」を引用し,この字形は清華簡『周公之琴舞』『殷高宗問於 三壽』の「象」字と異なり,或いは「兔」に釋することができ,「逸」字の省 形で「縱」に訓ずると述べる。

程浩 2017 は李天虹 2005 の戰國文字における「象」「兔」の違いに關する議論を引用しつつ、清華簡で兩字の違いは下部にあり、「兔」の場合は「肉」の形、「象」は「勿」のような形になっており、この字の下部は「肉」形であるから、「兔」に釋すべきだとする。

筆者注:ここは圖版により「象」に作っておく。

「三」について。整理者は、これは晉文公四年に被廬に蒐し、五年に三行を

作って狄を禦ぎ、八年に清原に蒐し、五軍を作って狄を禦いだことを指すかも しれないという。

筆者注:「郊三」の意味が不明だが、前文における三種類の刑罰を表す三旗のシンボルを示したということか。ここでは晉軍の規律が整備されて強大になったことをいうのではあろう。

【15】「 京」について。整理者はこれが郭店楚簡『性自命出』簡 47 に見えるといって「原」に讀み、『左傳』魯僖公二十四年に重耳が晉に入り、この年に叔帶と狄人が亂を起こし、周襄王が鄭に逃げ、翌年の晉文公二年に晉軍が王を送り込んで叔帶を殺し、襄王が晉に陽樊・温・原・欑茅の田土を與えたことを述べる。

【16】「成宋」について。整理者は如字に讀む。

心包 2017 は整理者に從う讀みで宋國を保全すると解することも可能としつ つも.「釋宋圍」に對應させて「城宋」に讀むかもしれないという。

「反」について。整理者は李守奎「據清華簡《繋年》「克反商邑」釋讀小臣觶中的「反」與包山楚簡中的「鈑」」(『簡帛』第九輯,上海古籍出版社,上海,2014年10月)129-136頁によって、これを顚覆に訓ずる。

 義)に報いることを許し、曹・衞は楚に關係の途絶を通告し、晉軍は北のかた 三舍退却した。四月己巳に楚の子玉と衞の城濮で戰った。晉軍は三日間休養し て楚の殘した穀物を消費し、癸酉に軍を撤退させ、甲午に鄭の衡雍に至り、踐 土に王宮を作った。五月丙午に晉・鄭は衡雍で盟約した。六月に衞侯を(國 に)復歸させた。冬、温で會合した。十月丁丑に諸侯を率いて許を圍んだ。簡 文に據れば「成宋」は六月の復衞の後で、『國語』晉語四などに記載する「伐 鄭、反其陴」は十月丁丑の許を圍んだ後である。『史記』はこの伐鄭を晉文公 七年の秦・晉が鄭を圍んだこととするが誤りである。『韓非子』外儲説右上は 「文公見民之可戰也、於是遂兵伐原、克之。伐衞、東其畝、取五鹿。攻陽。勝 號。伐曹。南圍鄭、反之陴。罷宋圍。還與荊人戰城濮、大敗荊人。返爲踐土之 盟、遂成衡雍之義。一舉而八有功。」という。「攻陽」「勝號」は晉獻公の事に かかる誤りで、その他は簡文に似る。

【17】「九年」について。整理者は、『春秋』僖公三十二年は晉文公九年であり、そこに「冬十有二月己卯、晉侯重耳卒」とあることを述べる。

「解題]

本篇は晉文公の入晉直後より、内政に盡くし軍備を整えて覇業を遂げるまでを、わずか8枚の竹簡で簡潔に描く。傳世文獻では『韓非子』外儲説右上末尾で晉文公が軍事的勝利を舉げるところ、『左傳』僖公二十七年や『國語』晉語四で晉文公が民生の安定を圖るところにやや似た記述を含むものの、本篇と同一内容のものは傳世文獻に存在せず、整理者もいうように史籍の闕を補う可能性を有する。同じく報告書第七册所收の『子犯子餘』同様に難讀箇所が多く、理解し難いところの多い篇でもある。報告書では『周禮正義』に據って九旗を引いて、本篇の軍事教練における旗の種類と對照させるが、必ずしも記録内容が一致しているわけではない。本篇は『周禮』の成立の古さを立證するものでも、西周期以來の情報を直接傳えるものでもなく、『周禮』の記事が戰國時代

以前の情報を含むものの、秦漢期以降の整理が加えられた可能性を傍證する一つの手掛かりになっているともいえる。

本篇の資料的性格については、筆者はこれを資料とした研究報告を別に準備しており、詳しくは追ってそちらを參照していただきたい。本篇も『子犯子餘』同様、文章表現においていわゆる儒家ないし法家的要素が見られるが、だからといってそれらの學派が編纂したと斷定できるわけではない。本篇からは、先秦時代において當時存在した記録の斷片が組み合わされ、本篇を始めとする出土文獻や、『左傳』『國語』や『韓非子』といった傳世文獻に含まれる新たな説話が生成されていった様子を想定することができ、本篇を編纂した學派を特定しようとするよりも、そういった先秦時代におけるある種の知的ダイナミズムを理解しようとする方が妥當であると考えられる。また、本篇は『繁年』『子犯子餘』とあわせて、晉文公に對する高い評價が楚の影響圏内で受容されていた證左ともなる。そういう意味においても本篇の資料的價値は高いといえるであろう。

[参考]

清華簡『繋年』 第六章

(釋文は、小寺敦 2016b: 135-420 による。)

晉惠公萃(卒), 裹(懷)公即立(位)。秦人起(起)自(師)以内文公于晉二(晉。晉)人殺(以上,第38號簡)裹(懷)公而立文公,秦晉玄(焉)台](始)會好,穆(戮)力同心。二邦伐緒(鄀),遷(徙)之申(中)城,回(圍)商寳(密),截(止)(以上,第39號簡)綿(申)公子義(儀)以歸Ь(以上,第40號簡)。

『同』第七章

晉文公立四年, 楚成王銜(率)者(諸)侯以回(圍)宋伐齊, 戌穀

(穀),居鑢。晉文公囟(思)齊及宋之(以上,第41號簡)惠(德),乃及秦自(師)回(圍)曹及五廢(鹿),伐躗(衞)以啟(脱)齊之戌及宋之回(圍)。楚王豫(舍)回(圍)歸,居方城(以上,第42號簡)。命(令)尹子玉述(遂)銜(率)奠(鄭)・躗(衞)・陳・都(蔡)及羣絲(蠻)尸(夷)之自(師)以交文二公二(文公。文公)銜(率)秦・齊・宋及羣戎(以上,第43號簡)之自(師)以敗楚自(師)於城儘(濮),述(遂)朝周襄王于衡澭(雍),獻楚俘馘,鸎(盟)者(諸)侯於墆(踐)土┗(以上,第44號簡)。

『左傳』僖公二十四年

(二月) 壬寅,公子入于晉師。丙午,入于曲沃。丁未,朝于武宮。戊申,使殺懷公于高梁。不書,亦不告也。……三月,晉侯潛會秦伯于王城。己丑晦,公宮火。瑕甥・郤芮不獲公,乃如河上,秦伯誘而殺之。晉侯逆夫人嬴氏以歸。秦伯送衞於晉三千人,實紀綱之僕。

『左傳』僖公二十七年

晉侯始入而教其民,二年,欲用之。子犯曰,「民未知義,未安其居。」於是 乎出定襄王,入務利民,民懷生矣。將用之。子犯曰,「民未知信,未宣其 用。」於是乎伐原以示之信。民易資者,不求豐焉,明徵其辭。公曰,「可矣 乎。」子犯曰,「民未知禮,未生其共。」於是乎大蒐以示之禮,作執秩以正 其官。民聽不惑,而後用之。出穀戍,釋宋圍,一戰而霸,文之教也。

『國語』晉語四

壬寅,公入于晉師。甲辰,秦伯還。丙午,入于曲沃。丁未,入絳,即位于 武宮。戊申,刺懷公于高梁。……元年春,公及夫人嬴氏至自王城。秦伯納 衞三千人,實紀綱之僕。公屬百官,賦職任功。棄責薄斂,施舍分寡。救乏

振滯, 匡困資無。輕關易道, 通商寬農。懋穑勸分, 省用足財。利器明德, 以厚民性。舉善援能, 官方定物, 正名育類。昭舊族, 愛親戚, 明賢良, 尊貴龍, 賞功勞, 事耈老, 禮賓旅, 友故舊。胥·籍·狐·箕·欒·郤·柏·先·羊舌·董·韓, 寔掌近官。諸姬之良, 掌其中官。異姓之能, 掌其遠官。公食貢, 大夫食邑, 士食田, 庶人食力, 工商食官, 早隸食職, 官宰食加。政平民阜, 財用不匱。……文公即位二年, 欲用其民, 子犯曰, 「民未知義, 盍納天子以示之義。」乃納襄王于周。公曰, 「可矣乎。」對曰, 「民未知信, 遗伐原以示之信。」乃伐原。曰, 「可矣乎。」對曰, 「民未知禮, 盍大蒐, 備師尚禮以示之。」乃大蒐于被廬, 作三軍。使郤縠將中軍, 以爲大政, 郤溱佐之。子犯曰, 「可矣。」遂伐曹·衞, 出穀戍, 釋宋圍, 敗楚師于城濮, 於是乎遂伯。

『史記』晉世家

壬寅,重耳入於晉師。丙午,入於曲沃。丁未,朝於武宮,即位爲晉君,是 爲文公。羣臣皆往。懷公圉奔高梁。戊申,使人殺懷公。……文公修政,施 惠百姓。賞從亡者及功臣,大者封邑,小者尊爵。未盡行賞,周襄王以弟帯 難出居鄭地,来告急晉。晉初定,欲發兵,恐他亂起,是以賞從亡未至隱者 介子推。……

『韓非子』外儲説右上

晉文公問於狐偃曰,「寡人甘肥周於堂, 巵酒豆肉集於宮, 壺酒不清, 生肉不希, 殺一牛徧於國中, 一歲之功盡以衣士卒, 其足以戰民乎。」狐子曰,「不足。」文公曰,「吾弛關市之征而緩刑罰, 其足以戰民乎。」狐子曰,「不足。」文公曰,「吾民之有喪資者, 寡人親使郎中視事, 有罪者赦之, 貧窮不足者與之, 其足以戰民乎。」狐子對曰,「不足。此皆所以慎産也。而戰之者, 殺之也。民之從公也, 爲慎産也,公因而迎殺之,失所以爲從公矣。」

曰,「然則何如足以戰民乎。」狐子對曰,「令無得不戰。」公曰,「無得不戰奈何。」狐子對曰,「信賞必罰,其足以戰。」公曰,「刑罰之極安至。」對曰,「不辟親貴,法行所愛。」文公曰,「善。」明日,令田於圃陸,期以日中爲期,後期者行軍法焉。於是公有所愛者曰顚頡,後期,吏請其罪,文公隕涕而憂。吏曰,「請用事焉。」遂斬顚頡之脊以徇百姓,以明法之信也。而後百姓皆懼曰,「君於顚頡之貴重如彼甚也,而君猶行法焉,況於我則何有矣。」文公見民之可戰也,於是遂興兵伐原,克之。伐衞,東其畝,取五鹿。攻陽,勝號。伐曹。南圍鄭,反之陴。罷宋圍。還與荊人戰城濮,大敗荊人。返爲踐土之盟,遂成衡雍之義。一擧而八有功。所以然者,無他故異物,從狐偃之謀,假顚頡之脊也。

※ 本稿は、ISPS 科研費 18K00989 による研究成果である。